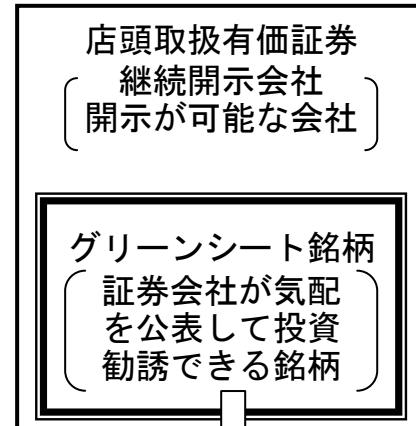


グリーンシート銘柄制度

有価証券の区分

店頭有価証券



取扱有価証券として証取法に規定

○ グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券（注）に該当するもののうち、証券会社が日本証券業協会に対して届出を行った上で、その証券会社が継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄。

(注) 店頭取扱有価証券の要件

1. 対象有価証券
証券取引所への上場又は店頭登録がされていない株券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む）、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
2. 発行会社の条件
 - (1) 有価証券報告書等による継続開示会社
 - (2) 公認会計士又は監査法人による次のいずれかの監査が行われ、かつ、その総合 意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を証券会社が勧誘を行う際の説明用資料（「会社内容説明書」）として利用できる会社。
 - a 証券取引法に準ずる監査
 - b 商法特例法に基づく監査（いわゆる“大会社監査”）
 - c 商法特例法に準ずる監査（いわゆる“大会社監査”に準ずる監査）

○ ディスクロージャー

有価証券報告書又は会社内容説明書の公衆縦覧。